

認定事業者NEWS

ニュース

◀ 令和8年度定期点検技術者講習の日程が決定しました ▶

地下タンク等・移動貯蔵タンク オンライン講習日程

	受講期間	申込期間
第1期	9月1日(火)～9月30日(水)	7月1日(水)～7月31日(金)
第2期	11月1日(日)～11月30日(月)	9月1日(火)～9月30日(水)
第3期	2月1日(月)～2月28日(日)	12月1日(火)～12月25日(金)

すべての講習(地下タンク等初回・定期、移動貯蔵タンク初回・定期)を対象としたオンデマンド方式の講習で、講習動画は受講期間内であれば24時間いつでも視聴可能です。

本年度から受講希望者の皆様が受講しやすいように1期あたりの定員を増やし、開催回数を減らしました。希望の受講日で受講できるように変更いたしましたが、希望に添えない場合がありますので、計画的に早めの申し込みをお願いします。

—認定事業者ニュース—

令和8年度定期点検技術者講習の日程が決定しました	1
定期点検の現場から!	3
認定事業者指導員による実態調査結果(令和7年度)	4
大事なお知らせ!	6

No. 50

////////////////////////////////////

発行所

令和8年4月1日発行
発行所 一般財団法人全国危険物安全協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館8F
TEL 03(5962)8921
03(5962)8923(業務課直通)
FAX 03(5962)8929
H P <https://www.zenkikyo.or.jp>

地下タンク等 対面講習日程

初回講習

実施日時	講習会場・受講定員	申請期間
11月5日(木)～ 11月6日(金) 各日 9:00～16:30	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:15名程度	10月5日(月) ～10月16日(金)

定期講習

実施日時	講習会場・受講定員	申請期間
2月4日(木) 9:00～12:00	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:各講習15名程度	1月4日(月) ～1月15日(金)
2月5日(金) 13:00～16:00		

移動貯蔵タンク 対面講習日程

初回講習

実施日時	講習会場	申請期間
11月19日(木)～ 11月20日(金) 各日 9:00～16:30	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:15名程度	10月5日(月) ～10月16日(金)

定期講習

実施日時	講習会場	申請期間
2月4日(木) 13:00～16:00	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:各講習15名程度	1月4日(月) ～1月15日(金)
2月5日(金) 9:00～12:00		

令和8年度から対面講習の実施日を、初回講習を11月、定期講習を2月としました。定期講習は、地下タンク、移動貯蔵タンクの両方を一日で受講できることを目的として実施いたします。

対面講習は、あくまでもオンライン講習を受講できる環境のない方に向けての講習で、講習会場に集合してオンライン講習と同じ講習動画を視聴する形式のものです。各回の定員が少ないため、早めに申し込みを申請してください。

講習に関する最新情報は地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検技術者講習サイト (<https://www.zenkikyo.jp>)をご覧ください。



◀ 定期点検の現場から! ▶

認定事業者より寄せられた、令和7年度中に発生した点検中の事故を紹介します。事例を参考にして、事故のない適正な点検の推進をお願いします。

地下貯蔵タンク点検中に発生した液面計破損事故

(1) 概要

地下貯蔵タンクの定期点検時に、機器の接続のため、高精度液面計を取り外す際に、高精度液面計をマンホール内に落下させ、高精度液面計を破損させたものです。

(2) 事故防止のポイント

補助用のロープなどの落下防止措置を講じる

依頼されて実施している定期点検時の事故になることから、最新の注意をもって点検を行ってください。

昨年も重大事故があったとの報告はありませんでした。

これはとても良い傾向だと考えております。

一度、重大事故が発生してしまうと、事業所への影響は大きなものとなってしまいます。

また、怪我人が発生してしまうようなことがあれば、事業所にとって大きな打撃となることもさることながら、受傷してしまった本人の今後の将来に係わることも想定されます。

認定事業者の皆様には、危険物を取り扱っている施設の点検を実施していることを理解し、これからも注意深く、基本を忠実に、適正な点検を実施してください。

◀ 認定事業者指導員による実態調査の結果について(令和7年度) ▶

令和7年度の認定事業者指導員による実態調査の結果についてお知らせします。

地下タンク等、移動貯蔵タンクともに「教育訓練を実施している」が地下タンク等 96 件、移動貯蔵タンク 58 件と、多くの認定事業者が教育訓練を実施していることがわかります。しかしながら、「教育訓練実施記録が保存されていない」の指摘が地下タンク等 54 件、移動貯蔵タンク 37 件と多くなっています。定期点検業務実施規程に基づき教育訓練をしたときは、その記録を保存してください。

地下タンク等については、事前調査に係る事項が多く指摘されています。すべての事前調査項目を漏らさず実施し、適切に点検を実施したことが確認できる報告書を作成することが点検事業者としての責務です。特に「報告様式に地下タンク及び配管の調査項目の記録なし」の指摘が 22 件となっており、適正に点検が行われたか否か信頼性が疑われます。責任問題にまで発展するおそれがあるので注意しましょう。

地下タンク等、移動貯蔵タンクともに、「教育訓練を実施していない」のほか「測定器の校正未実施」も指摘されています。適正な圧力設定値で点検を実施するためには、測定器の校正が不可欠です。

今後とも点検の告示基準、業務実施規程等を遵守し、適正な漏れの点検を実施してください。

認定事業者指導員による実態調査結果(地下タンク等及び移動貯蔵タンク)

	指 導 事 項	件 数	
		地タンク	移タンク
総 括	事務所の所在、連絡先等が変わっているが、変更の届出をしていない	2	0
	責任者が変更となっているが、変更の届け出をしていない	3	0
	圧力点検済証の在庫管理が不適切である	1	2
	年間業務実績報告を提出していない	3	1
	教育訓練を実施している	96	58
	朝のミーティング(集合教養)の場で実施している	13	14
	現場での打ち合わせ(OJT)の場で実施している	84	50
	その他の場で実施している	16	9
	教育訓練を実施していない	17	10
	教育訓練実施記録が保存されていない	54	37
	定期的に測定機器の校正をしていない	7	6
技術者	技術者一覧表に(事業所ごと)に2名以上の記載がない	1	4
	技術者一覧表には記載はあるが、転勤等により2名以上の技術者がいない	1	2
	定期講習を受講していない	0	2

認定事業者指導員による実態調査結果(地下タンク等及び移動貯蔵タンク)

	指 導 事 項	件 数	
		地タンク	移タンク
事前調査	報告様式に地下タンクの容量、品目(油種)の調査項目を記録していない	1	
	報告様式に地下タンク及び配管の調査項目を記録していない	22	
	報告様式に漏えい検知管による漏洩の有無の調査項目を記録していない	1	
	報告様式に地下水位の有無及び高さの調査項目を記録していない	1	
	報告様式に気相部、液面、タンク内部水位の高さ・残油量の調査項目を記録していない。	2	
試験共通項目	漏れの点検を実施した者全員を記録していない	5	5
	点検実施者の欄に責任者氏名、講習修了証番号の記載していない。	1	1
	危険物取扱者免状欄に記載していない。	1	
	最新の様式で点検結果を記録していない	12	1
加圧法	加圧試験の圧力 20kPa 以外の圧力が適正でない。(地下水位のない場合)	1	
二重殻	静置時間内の圧力降下があるにもかかわらず、無視されていた。	1	
ガス加圧	多層加圧の基準槽の設定要領が不適切である		1

主な指導事項等は次のとおりです。

- 微加圧法により漏れの点検を実施した結果、圧力の降下が試験圧の-0.2%を超えて「異常なし」の判定としていた。

【回答】

荷卸しからあまり時間がたっていない状態等で点検を行った場合、圧力が上がる場合があります。圧力が上昇する場合でも2%以内の変化であれば「異常なし」とし、2%を超える場合は再試験とします。

- 微加圧法により液面からタンク上部までの気相部が400mm未満で点検を実施していた。

【回答】

液面下に開口部のあるタンク内配管からの液の流出を万が一の場合に防ぐ目的として、加圧値は2kPa一定で、気相部の高さは400mm以上としています。

- 二重殻タンクの外殻(検知層)をガス加圧法で実施した。加圧後15分間の静置時間の圧力の降下が15%を超えているにもかかわらず試験を継続し、「異常なし」としていた。

【回答】

加圧後15分間の静置時間の圧力の降下が15%以下であることを確認します。

15%を超えている場合は「再試験」とします。

因みに、このような状況で試験を継続して試験対象時間内の圧力降下量が、たとえ2%以内であったとしても、無効なデータとなりますので注意してください。

◀ 大事なお知らせ！ ▶

● その1

資格者は2人以上いますか？

最近、認定事業者の再認定申請に際して、点検技術者講習修了者が不足している例が散見されます。「資格者が定年退職した」、「資格者が病気・療養のため退職した」、「資格者が転勤した」などの理由です。

新たに資格を得るための初回講習は、オンライン、対面ともに9月からとなっております。そのため、すぐに資格者は増やせません。余裕をもって多くの方に講習を受けさせてください。

● その2

年間実績報告の提出をお願いいたします。

定期点検認定事業者は、当協会の地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度に関する規則第28条に基づき、1年間の定期点検の実績を当協会に報告することとなっております。

毎年、8割程度の事業者の皆様はご報告いただいておりますが、規程に基づく報告です。すべての事業者様からの提出をお願いいたします。

当協会のホームページより該当の様式をダウンロードしていただき、下記アドレスまでご報告をお願いします。

報告先メールアドレス

nintei-j@zenkikyo.or.jp

※報告様式はエクセル形式です。PDF形式などに変換は不要です。

よろしくお願ひします！

